	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困 難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する 新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
1		「医療カー」を用いたオンライン診療の効率的な実施	本市のオンライン診療について、質 素について、質 ののようでは、医療者 をより正確に把握し、医療者 護師とともに地域に派遣し、遠尾の の事とともに地域に派遣し、遠尾の の事とともに地域に派遣し、遠尾の の事とともに地域に派遣し、遠尾の の事とともに地域に派遣し、遠尾の の事とともに地域に派遣し、遠尾の の事とともに地域に派遣し、遠尾の できると進行。 でいる。 でいる。 できるとは、 できると、 できると できると、 できると、 できると、 できると できる	場所については、オンフィンシ 族であるか否かにかかわら ず、既に、患者及びその家族 等の状態や利便性等を勘案し た判断を行っている。 ●医療法施行規則 第一条 医療法第一条の二第	施に関する指針(平成30 年3月(令和5年3月一部改 訂))	「オンライン診療の適切な実施に医療をある。 「大いで、「医療療は、医療性のでは、大きないで、「ないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	厚生労働省	定多数人に対して行うものであるかどうかや医療を受ける者の居宅等と同様の場所と捉えることができるかどうか等が異なるものであるが、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」にあらかじめ一律に明記することは、そのような個別の形態・事情に関わらず、医療の提供を受けられる場所であるという誤解が生じてしまいかねず、慎重な検討が必要です。 なお、駐車場等に駐車して公衆又は特定多数人に医療を提供する場合は、本来、診療	旧昭和37年6月20日付け医発第554号 厚生省医務局長通知)」の適用に関して、地域の実情に応じて保健所が巡回 診療を必要と判断した場合、その手法 をを心要と判断した場合、その手法 をを一律に可能としていただきたい。 なお、巡回診療を実施する地域がへき 診療の手法も可能であるが、これに該 当しない地域のうち、保健所が巡回診療 療を必要と判断する地域においては、 変を変と判断する地域においては、 大変を変と判断する地域においては、 大変を変と判断する地域においては、 大変をの手法を可能としていた	厚生労働省	「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について(令和6年1月16日付け医政総発第0116号厚生労働省医政局総務課長通知)」2のとおり、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて(昭和37年6月20日付け医政発等55号厚生省医務局長通知)」により、新たに診療所開設の手続を要しない場合がありますが、その場合もオンライン診療によって住民の受診機会が確保されると都道府県が認めた場合においては、医師が常駐しないオンライン診療は可能です。
2	社会医療法人厚 生会 国際医療セ ンター	院内調剤PET薬に 係る取扱いの柔 軟化	高度ながん治療を的確に行うためには、正確・迅速な症状の把握が不可欠であり、陽電子放射断層撮影(PET)装置による診断に必要な陽電子断層撮影診療用放射性同位元素(PET薬剤)について、中部国际医療センターでは、センターと自の医療法人に所属し、3km程離れた中部的る製剤を利用することにより、患者の症状の急変等にも対応したい。(別紙移送ルート図参照)	用いることができるPET架削は、 (1)医薬品医療機器等法による承認等を受けた体外診断用医薬品(承認済放射性医薬品) (2)同一の医療機関内で調剤・ サントナルス医薬型(陸ロ神経)	医療法施行規則 第24条第8号	投与する場所と異なる医療機関において製造されたPET製剤について、一定の範囲内で移送し、2拠点が緊密な連携関係にある場合、放射性物資の移送の安全性、医薬品としての品質を担保する以下の措置を講じた上で、院内調剤PET薬と同等に投与できることとする。 (品質担保の方法)移送後の病院内において、放射性物質の角質を測定し、医薬患として、製造段階と同レベルの状態であることを確認した後に使用する。	厚生労働省	同一医療法人内であるが同一敷地外の医療機関において、FDG製剤を使用する医療機関の医師等が医療行為の一環として当該薬剤を製剤し、当該医師が自らの医療機関で患者に使用する行為については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)の規制の対象外です。放射性物質規制の観点からは、一般に、放射性同位元素の規制は、放射性同位元素等の規制に関する法律(以下「Ri法」という。)及び放射性同位元素の規制に関する法律(以下「Ri法」という。)及び放射性同位元素の規制に関する法律が高のきり原子力規制委員会が定めた数量や濃度を超えものについて行われています。ただし、原子力基本法に規定する核燃料物質をび核原料物質や、他の法令(薬機法、医療法、獣医療法等)により円法と同等の規制を受ける放射性同位元素については、Ri法の規制の対象から除外されております。医療法で規制される場響者が関係電子断層撮影診療用放射性同位元素であすて陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いるもの)については、医療法施行規則第24条第1項第8号に規定されており、そのうち一般的に使用されているFDG製剤は、同母子及び口に規定する薬機法上の承認を受けた医薬品又は同号に規定する当該治療又は診断を行う病院又は診療所において調剤されるものとなります。そのため、薬機法上の業許可を得ずに医療機関内で製造され、医療機関外へ持ち出されるFDG製剤は、同母子内及び自て規定する事機と大きの影を受けた医薬品又は同号に規定する当該治療又は診断を行う病院又は診療所において調剤されるものとなります。そのため、薬機法上の業許可を得ずに医療機関ので製造され、医療機関外へ持ち出されるFDG製剤は、他の医療機関に運び込まれたとし、医療法により実施を妨げるもしたがって、ご要望いただいた事業の実施内容について、医療法により実施を妨げるものではありません。また、薬機法に基づき製造販売業者が製造販売業和に要されており、危害防止措置等の表務も製造販売業者に課されております。その一方で、院内で調剤されたPET製剤はこれらの基準がないことから、そのような条件下で製造されたFDG製剤が院外において流通するための規制を医療法で行うことについては検討しておりません。	薬機法上の業許可を得ずに医療機関内で製造され、医療機関外へ持ち出たるを再製剤については、医療機関外へ持法施行規則(以下「規則」という。)第24条第1項第8号の陽電子断層撮影診療用答であったが、今回提案するPET製剤の扱いは、規則第24条第1項第8号に規定するものと状況が類似していると状況が類似していると状況が観していると作成し、放射性物質の運力も出されるPET製剤の使用に係るが、今に変になどにより、当該PETの事業がであることが可能となるとより、当該PETの場合に表していただきたい。	厚生労働省	ご提案の内容の実現にあたっては、医療機関内で製造されたPET製剤を医療機関外へ持ち出し、他の医療機関へ移送ののち使用することに係るガイドラインのほか、特定臨床研究等でのエビデンスの積み重ねが必要であると判断される。医療機関内においては特定臨床研究等で使用される未承認放射性医薬品等は医療法の規制対象であり、ガイドラインの作成およびエビデンスの積み重ねに関しては現行の法令体系で対応可能である。そのため、ご提案の内容の実現に向けて必要な整理等に関しては、提案者である中部国際医療センター及び関係省庁と連携して取り組んでいく。